

山口県報

平成24年
2月7日
(火曜日)

目 次

告示	三
特定有害物質による汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域の指定の解除（環境政策課）	一
保安林指定の解除（下関市）（森林整備課）	一
保安林指定の解除（岩国市）（森林整備課）	一
保安林予定森林（周南市）（森林整備課）	二
保安林予定森林（周南市）（森林整備課）	二
指定施業要件の変更予定保安林（山口市）（森林整備課）	三
公告	三
国土調査の成果の認証（地域政策課）	三

山口県告示第三十五号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域の指定に関する告示（平成二十三年山口県告示第二百七十号）により指定された区域の一部についての指定を次のとおり解除する。

平成二十四年二月七日

山口県知事 二井 関 成

- 解除に係る形質変更時要届出区域
光市大字光井字武田四七二〇の一部
- 特定有害物質の名称

- シアン化合物並びに水銀及びその化合物
- 講じられた汚染の除去等の措置
- 土壌汚染の除去

山口県告示第三十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する。

平成二十四年二月七日

山口県知事 二井 関 成

- 解除に係る保安林の所在場所
下関市豊北町大字矢玉字法六九一の三、六九二の二
- 保安林として指定された目的
魚つき
- 解除の理由
指定理由の消滅

山口県告示第三十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から保安林を次のように指定する予定である旨の通知があった。

平成二十四年二月七日

山口県知事 二井 関 成

- 保安林予定森林の所在場所
岩国市六呂師字江尻九六五の九
- 指定の目的
水源のかん養
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、岩国市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び岩国市産業振興部農林振興課に備え置いて縦覧に供する。)

一 保安林予定森林の所在場所
岩国市六呂師字ちぎり谷東三九三の二(次の図に示す部分に限る。)

二 指定の目的
土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、岩国市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び岩国市産業振興部農林振興課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第三十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、農林水産大臣から保安林を次のように指定する予定である旨の通知があった。

平成二十四年二月七日

山口県知事 二井 関 成

一 保安林予定森林の所在場所

周南市大字大潮字小河内五二八の一(次の図に示す部分に限る。)

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、周南市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び周南市「いのち育む里づくり」部農林課に備え置いて縦覧に供する。)

一 保安林予定森林の所在場所

周南市大字大潮字大日ノ迫八二の五から八二の二五まで、八二の二七、八六、八七、九〇

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

周南市大字大潮字大日ノ迫八二の二三・八二の二四(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、周南市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び周南市「いのち育む里づくり」部農林課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第三十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から保安林の指定施業要件を次のように変更する予定である旨の通知があった。

平成二十四年二月七日

山口県知事 二井 関 成

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
山口市徳地柚木字滑山・徳地三谷字滑山（以上二字国有林、次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的
水源のかん養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、山口市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び山口市経済産業部林業振興課に備え置いて縦覧に供する。)



(四〇) 国土調査の成果の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、国土調査の成果を次のとおり認証しました。

平成二十四年二月七日

山口県知事 二井 関 成

一 国土調査を行った者の名称等

二 認証年月日

平成二十四年二月七日

国土調査を行った者の名称	国土調査を行った期間	成果の名称	国土調査を行った地域
萩市	平成二十一年四月七日から 平成二十三年二月七日まで	萩市地籍図 萩市地籍簿	大字椿東の一部
下松市	平成二十一年四月七日から 平成二十三年三月十四日まで	下松市地籍図 下松市地籍簿	大字切山の一部
岩国市	平成二十一年四月二十七日から 平成二十二年十二月二十一日まで	岩国市地籍図 岩国市地籍簿	周東町祖生の一部
山陽小野田市	平成二十一年五月十一日から 平成二十三年二月二十八日まで	山陽小野田市地籍図 山陽小野田市地籍簿	大字小野田の一部

平成二十四年二月七日印刷

発行所

山口県知事